

理事会だより

第 13 号 発行:平成 28 年 7 月 31 日

平成 28 年度第 5 回理事会 (H28.7.12) の会議状況や決定したことについてお知らせします。

第 5 回の理事会には、理事 12 名中 9 名が、監事 2 名中 2 名が、事務局から 2 名の職員が出席しました。

議事は、報告 4 件 (5 月の事業実績/業務報告/月例監査結果の実施方法の変更/第 1 回安全就業委員会の開催)、議案 4 件(正会員の承認/委員会設置規程の制定並びに地区委員会設置規程、普及啓発委員会設置規程、中期事業基本計画推進委員会設置規程、就業開拓推進委員会設置規程、安全就業委員会設置規程及び適正就業委員会設置規程の廃止/会議出席者に対する報酬及び旅費の支給に関する規則の制定/特定費用準備資金積立額等の変更)でした。

事業実績等について

5 月の受注実績(請負・委託・派遣)は、45,209 千円でした。前年は 44,801 千円で、前年比 100.9%となりました。このうち派遣業務の実績は 3,378 千円となり、前年 (0 千円) に比べ大幅な増加となりました。会員数は、6 月 30 日現在では、869 名(男 599 名、女 270 名)となり、前月より 6 名減となりました。

委員会設置規程の制定並びに地区委員会設置規程、普及啓発委員会設置規程、中期事業基本計画推進委員会設置規程、就業開拓推進委員会設置規程、安全就業委員会設置規程及び適正就業委員会設置規程の廃止について

6 月 14 日開催の第 4 回理事会において、委員会委員の変更について協議し、就業開拓委員会の理事選出委員を現行の 2 名から 3 名とすることとしたため、就業開拓推進委員会設置規程を改正する必要が生じました。このことを踏まえ、常設 6 委員会のそれぞれの規程

について、内容的に大きな違いがないことから統合を図ることによって、一覧性、網羅性の向上が見込めるため、新たに「委員会設置規程」を制定するとともに、現行 6 規程を廃止するものです。また、委員構成は、人数については若干名とし、世話人としていたものについては理事を除く正会員とします。ただし、中期事業基本計画推進委員会については、充て職としているため、個別列挙表示とします。

会議出席者に対する報酬及び旅費の支給に関する規則の制定について

センターが主催する会議の出席者に対する報酬及び旅費については、これまで会議の都度稟議決裁をとり処理していましたが、支払いの根拠を明確にする必要から、このたび規則を制定するものです。

対象となる会議は、地区世話人会議及び職群班世話人会議とします。

平成 28 年度監査の実施について

中島監事及び加納監事による平成 28 年度の監査については、8 月から偶数月の第 3 火曜日に 2 月分を対象に実施することとなりました。また、全期間分を対象とした最終監査は、平成 29 年 5 月 8 日(火)の予定です。

特定費用準備資金積立額等の変更について

平成 25 年度及び 26 年度(公益社団法人認定後)の剰余金約 1680 万円については、関係法律の規定により解消することとなっており、解消の方法について行政庁(島根県)から指導を受けています。今回の変更は、平成 27 年度決算で 250 万円分を解消しており、残り 1430 万円について、30 周年事業として 1000 万円を 230 万円に変更、施設改修費として 250 万円を 1200 万円に変更するものです。また、これまで計上していたサポート事業コーディネーター人件費 430 万円は除きます。

理事会を傍聴できます

理事会の傍聴を希望される会員は、事務局へご連絡ください。なお、定員は 8 名です。

定例理事会開催日(いずれも火曜日、13:30-16:30、センター会議室):平成 28 年 9 月 13 日、10 月 11 日